

防府市「賑わい創出」イベント開催支援事業補助金交付要綱

平成31年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、一般社団法人防府観光コンベンション協会（以下「協会」という。）が実施する、交流人口の更なる拡大を図ることを目的とした、「賑わい創出」イベント開催支援事業（以下「事業」という。）において、協会が負担する事業費を補助することについて、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 事業とは、協会が防府市と協議し定めた「賑わい創出」イベント開催支援事業実施要領（平成31年4月制定。以下「実施要領」という。）に基づき行う事業をいう。

(補助金の対象)

第3条 市長は、協会に対し、予算の範囲内において、協会が行う事業に要する経費につき補助する。

(補助金の交付申請)

第4条 協会は、前条の補助金の交付を申請しようとするときは、防府市「賑わい創出」イベント開催支援事業補助金交付申請書（第1号様式）に必要書類を添えて市長に提出するものとする。

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、防府市「賑わい創出」イベント開催支援事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により通知する。

(事業の追加・変更等による補助金の変更交付申請及び事業の追加・変更等による補助金の交付決定)

第6条 協会は、事業の追加もしくは変更等をしようとするときは、あらかじめ防府市「賑わい創出」イベント開催支援事業補助金変更交付申請書（第3号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により補助金変更交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を変更交付することが適当であると認

めたときは、防府市「賑わい創出」イベント開催支援事業補助金変更交付決定通知書（第4号様式）により協会に通知する。

- 3 市長は、前条第1項並びに前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（実績報告）

第7条 協会は、事業が完了したときは、速やかに防府市「賑わい創出」イベント開催支援事業実績報告書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第8条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、実績報告書の内容を審査し、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、防府市「賑わい創出」イベント開催支援事業補助金確定通知書（第6号様式）により協会に通知するものとする。

（補助金の支払）

第9条 前条の補助金の額の確定通知を受けた協会は、補助金の支払を受けようとするときは、防府市「賑わい創出」イベント開催支援事業補助金請求書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、第5条及び第6条第2項の規定により通知した補助金の額の範囲内で、概算払をすることができるものとする。

- 3 協会は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、防府市「賑わい創出」イベント開催支援事業補助金概算払交付請求書（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定の取消し等）

第10条 市長は、協会が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）偽りの申請その他の不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- （2）補助金を他の用途に使用したとき。
- （3）事業実施期間内に完了する見込みがなくなったとき。

(4) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件、法令若しくは交付決定に基づく命令に違反したとき。

(5) その他、市長が不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を定めて当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

3 本条の規定は、第8条の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還命令)

第11条 市長は、協会に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が概算払により交付されているときは、協会に期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(補助対象事業の経理)

第12条 協会は、事業の実施状況及び事業に係る収支について、一切の状況を明らかにする帳簿その他関係書類を整備し、補助対象事業の完了の日の属する会計年度終了後5年間保存しなければならない。

(報告及び検査等)

第13条 市長は、必要があると認めるときは、協会に対し、事業の報告を求め、前条の帳簿その他関係書類若しくは事業の実施状況を検査し、又は事業の実施上必要な指示をすることができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

防府市「賑わい創出」イベント開催支援事業補助金交付申請書

年 月 日

（あて先）防府市長

申請者	住所		
	名称		
	代表者		印

防府市「賑わい創出」イベント開催支援事業補助金交付要綱第4条の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 金 円

2 関係書類

（1）事業計画書

（2）収支予算書

（3）その他

第2号様式（第5条関係）

指令防 第 号
年 月 日

様

防府市長 印

防府市「賑わい創出」イベント開催支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった防府市「賑わい創出」イベント開催支援事業補助金について、下記のとおり決定したので、防府市「賑わい創出」イベント開催支援事業補助金交付要綱第5条の定めにより通知します。

記

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 条件等

第3号様式（第6条関係）

防府市「賑わい創出」イベント開催支援事業補助金変更交付申請書

年 月 日

（あて先）防府市長

申請者 住所
名称
代表者 印

年 月 日付指令防 第 号で交付決定を受けた防府市「賑わい創出」イベント開催支援事業補助金について、防府市「賑わい創出」イベント開催支援事業補助金交付要綱第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付額を変更して交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1	事業金額	金	円
	既交付決定金額	金	円
	今回交付申請金額	金	円

2 事業目的

3 変更理由

4 関係書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他

第4号様式（第6条関係）

指令防 第 号
年 月 日

様

防府市長 印

防府市「賑わい創出」イベント開催支援事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付で変更交付申請のあった、防府市「賑わい創出」イベント開催支援事業補助金については、下記のとおり交付決定したので、防府市「賑わい創出」イベント開催支援事業補助金交付要綱第6条第2項の定めにより通知します。

記

1 補助金交付決定額 金 円

2 条件等

第5号様式（第7条関係）

防府市「賑わい創出」イベント開催支援事業実績報告書

年 月 日

（あて先）防府市長

申請者	住所	
	名称	
	代表者	印

年 月 日付指令防 第 号の補助金交付決定通知に基づき、下記の通り事業を実施したので、防府市「賑わい創出」イベント開催支援事業補助金交付要綱第7条に基づき、その実績を報告します。

記

- 1 事業実施報告書
- 2 収支決算書
- 3 その他関係書類

第6号様式（第8条関係）

指令防 第 号
年 月 日

様

防府市長 印

防府市「賑わい創出」イベント開催支援事業補助金確定通知書

年 月 日付で報告のあった、防府市「賑わい創出」イベント開催支援事業補助金について、下記のとおり交付する額を確定したので、防府市「賑わい創出」イベント開催支援事業補助金交付要綱第8条の定めにより通知します。

記

- | | | | |
|---|----------|-------|---|
| 1 | 補助金交付確定額 | 金 | 円 |
| 2 | うち概算払交付額 | 金 | 円 |
| 3 | 返還命令額 | 金 | 円 |
| 4 | 返還期限 | 年 月 日 | |

第7号様式（第9条関係）

防府市「賑わい創出」イベント開催支援事業補助金請求書

年 月 日

（あて先）防府市長

申請者 住所
名称
代表者 印

年 月 日付指令防 第 号で確定通知のあった補助金について、防府市「賑わい創出」イベント開催支援事業補助金交付要綱第9条第1項に基づき、下記のとおり補助金を交付されるよう請求します。

記

1 補助金請求金額 金 円

2 振込先

金融機関名	銀行・信用金庫・労働金庫・ 農協・漁協・信用組合		
	支店・支所・出張所		
口座番号・種別	口座番号		普通・当座
口座名義	フリガナ		
	氏名		

第 8 号様式（第 9 条関係）

防府市「賑わい創出」イベント開催支援事業補助金概算払交付請求書

年 月 日

（あて先）防府市長

申請者 住所
名称
代表者 印

年 月 日付指令防 第 号で決定通知のあったこの補助金について、防府市「賑わい創出」イベント開催支援事業補助金交付要綱第 9 条第 3 項に基づき、下記のとおり補助金を交付されるよう請求します。

記

1 補助金請求額 金 円

2 振込先

金融機関名	銀行・信用金庫・労働金庫・ 農協・漁協・信用組合		
	支店・支所・出張所		
口座番号・種別	口座番号		普通・当座
口座名義	フリガナ		
	氏名		